

浪江町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
浪 江 町 教 育 委 員 会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	計画策定の背景	
	浪江町におけるこれまでの取組	
	本計画の位置付け	
2	本計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	教職員の健康確保	
	児童生徒と向き合う時間の確保	
	教職員の研鑽の促進	
	給特法第8条に基づく計画であること	
3	本計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	仕事と私生活の両立	
	授業準備・研鑽時間の確保	
	時間外勤務の上限遵守	
	過度な長時間勤務の解消	
4	アクションプランの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	実施計画の適宜見直し	
	本計画の点検	
5	業務量管理のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 業務改善の推進	
	(2) 教育課程の適切な編成・実施	
	(3) 業務分担の見直しによる負担の平準化	
	(4) 教育・校務のDX推進	
	(5) マネジメント体制の強化	
	(6) 持続可能な部活動運営	
	(7) 地域・保護者への理解の醸成	
	(8) 教頭の業務負担軽減	

6	健康及び福祉の確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 医師による面接指導	
	(2) 定期健康診断等	
	(3) 特定健康診査・特定保健指導	
	(4) ストレスチェック	
	(5) 相談体制の整備	
7	市町村立学校向けの取組・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 教頭業務の支援体制の整備	
	(2) 中学校における休日の部活動の地域展開	
8	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 伴走支援の活用	
	(2) 勤務実態調査等の実施	
	(3) 知事部局等との連携	
9	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 はじめに

福島県教育委員会は、教職員が心身の健康を維持しつつ、本来業務に専念できる環境を整備するため、業務量管理および健康確保措置の推進を求めている。浪江町教育委員会としても、町立学校における働き方改革を計画的に進め、持続可能な学校運営体制を確立することは重要な課題である。

浪江町では、震災後の地域状況や小規模校の特性を踏まえ、令和元年度に「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定し、令和5年度には「アクションプランⅡ」として内容を拡充するなど、教職員の業務負担軽減に向けた取組を継続してきた。また、令和8年3月には、「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和11年度）」および「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえ、「浪江町教職員働き方改革アクションプラン（改訂版）」を策定し、町独自の施策を整理した。

本計画は、これまでの取組を踏まえつつ、浪江町として取り組むべき方向性と必要な措置を体系的に示すものであり、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間や授業改善に必要な時間を確保できる環境を整え、教育の質の向上と持続可能な学校運営体制の構築を図ることを目的とする。

2 本計画の目的

本計画は、教職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための措置を体系的に示すものであり、教職員が心身ともに健康で、本来業務である授業改善や児童生徒理解に十分な時間を確保できる環境を整備することを目的とする。

浪江町においては、次の3点を重視する。

○教職員の心身の健康維持

長時間勤務の是正を図り、安定した状態で教育活動に従事できる環境を整える。

○児童生徒と向き合う時間の確保

授業準備、教材研究、児童生徒理解に必要な時間を確保し、教育の質を向上させる。

○教職員の主体的な研鑽の促進

専門性向上のための研修や学びの時間を確保し、学校全体の教育力向上につなげる。

本計画は、給特法第8条に基づき、浪江町教育環境に即した業務量管理および健康確保措置を示すものであり、持続可能な学校運営体制の構築を図る。

3 本計画の目標

本計画では、教職員が心身の健康を維持しつつ、児童生徒と向き合う時間や授業改善に必要な時間を確保し、質の高い教育活動を継続できる環境を整備するため、次の4つの目標を設定する。

(1) 仕事と私生活の両立の実感向上

仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合を80%以上（アンケート実施）とする。

(2) 授業準備・研鑽時間の確保

授業準備や自己研鑽の時間を確保できていると感じる教職員の割合を80%以上とする。

(3) 時間外勤務時間の上限遵守

全教職員の時間外勤務時間を月45時間以内、年360時間以内とする。

(4) 過度な長時間勤務の解消

児童生徒等に係る予見困難な業務量の増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。

これらの目標は、県計画および国の方針と整合を図りつつ、浪江町の教育環境に即した働き方改革の指標として位置付ける。

4 アクションプランの見直し

本計画は、浪江町における業務量管理および健康確保措置の基本的な方向性を示すものである。具体的な取組については、学校の状況や課題を踏まえ、「浪江町教職員働き方改革アクションプラン（改訂版）」等の実施計画を適宜見直し、改善を図る。また、本計画についても、取組状況に応じて必要な場合に点検し、必要な範囲で調整を行う。

5 業務量管理のための取組

県教育委員会は、教職員の業務量を適切に管理し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、業務改善、勤務時間管理、DX推進等の取組を求めている。

浪江町教育委員会は、県の方針に基づき、次のとおり取組を進める。

(1) 業務改善の推進

- ・ 学校業務の棚卸しを行い、不要な業務や負担の大きい業務を見直す。
- ・ 校務分掌の役割と業務量を点検し、特定の教職員に負担が集中しないよう調整する。
- ・ 学校支援員、ICT 支援員、スクールバス運転手兼学校支援員等を活用し、事務作業や個別支援を分担する。
- ・ 会議・研修の精選、資料の電子化、Web フォームの活用等により、校務の効率化を図る。

(2) 教育課程の適切な編成・実施

- ・ 授業時数の確保と教職員の負担軽減の両立を図り、教育課程を適切に編成する。
- ・ 複数担任制やティーム・ティーチングを活用し、授業負担の平準化を図る。
- ・ 行事の精選や年間計画の見直しにより、繁忙期の業務集中を緩和する。

(3) 業務分担の見直しによる負担の平準化

- ・ 町採用講師を計画的に配置し、授業負担の偏りを防ぐ。
- ・ 学校支援員等による個別支援を強化し、担任の負担を軽減する。
- ・ 部活動指導の負担軽減のため、地域展開を推進する。

(4) 教育・校務の DX 推進

- ・ 生成 AI（文書作成、教材作成等）の活用により、校務の効率化を図る。
- ・ Google Workspace や FCS を活用し、報告様式のデータ化、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 調査・報告、会議・研修のオンライン化を徹底する。

(5) マネジメント体制の強化

- ・ 勤怠管理システムにより出退勤時間を適切に把握し、時間外勤務の抑制を図る。
- ・ 平日の学校解錠時刻を 7 時 30 分とし、保護者にも周知する。
- ・ 一斉下校日の設定により、教職員の勤務時間を確保する。
- ・ 学校閉庁日を設定し、確実な休養を確保する。
- ・ 年次有給休暇の計画的取得を促進する。
- ・ 行事等に伴う勤務について、週休日の振替を適切に実施する。

(6) 持続可能な部活動運営

- ・ 休養日の確保、練習時間の適正化等により、児童生徒と教職員双方の負担軽減を図る。

- ・部活動の年間計画を作成し、運営の透明性と効率性を高める。
- ・中学校の休日の部活動について、地域クラブ等への段階的な移行を進める。
- ・地域展開に関する協議会を設置し、安全管理や運営方法を協議する。

(7) 地域・保護者への理解の醸成

- ・学校便りや保護者会等を通じて、働き方改革の趣旨や取組内容を周知する。
- ・過剰な要求や不当な苦情への対応について、教育委員会が相談窓口として機能し、必要に応じて弁護士と連携する。
- ・地域人材との協働を進め、学校運営における負担軽減を図る。

(8) 教頭の業務負担軽減

- ・解錠・施錠業務を学校内で分担し、必要に応じて外部人材を活用する。
- ・校務分掌の適正化により、教頭に過度な負担が集中しないよう調整する。
- ・会議・研修の効率化、資料の電子化等により、準備・運営負担を軽減する。
- ・教頭の勤務時間を適切に把握し、長時間勤務の抑制を図る。

6 健康及び福祉の確保に向けた取組

県教育委員会は、教職員の心身の健康保持のため、医師による面接指導、定期健康診断、ストレスチェック、相談体制の整備等を求めている。

浪江町教育委員会は、県の方針に基づき、次のとおり健康及び福祉の確保に向けた取組を進める。

(1) 医師による面接指導の実施

- ・長時間勤務等により健康上の不安がある教職員について、産業医による面接指導を確実に実施する。
- ・面接指導の対象者を適切に把握し、学校と教育委員会が連携して受診調整を行う。
- ・面接指導の結果に基づき、勤務時間の調整や業務内容の見直し等、必要な措置を講じる。

(2) 定期健康診断等の実施

- ・年1回の定期健康診断を確実に実施し、健康状態を把握する。
- ・再検査・精密検査が必要な教職員には受診を促し、勤務上の配慮を行う。
- ・健康診断結果の集団分析を行い、学校全体の健康課題を把握し、改善策を検討する。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の実施

- ・生活習慣病予防のため、特定健康診査および特定保健指導を適切に実施する。
- ・対象者には保健師等による継続的な支援を行い、生活習慣の改善を促す。

(4) ストレスチェックの実施

- ・年1回のストレスチェックを確実に実施し、メンタルヘルスの状況を把握する。
- ・高ストレス者には産業医による面接指導を実施し、必要な支援につなげる。
- ・結果の集団分析を行い、職場環境改善に活用する。

(5) 相談体制の整備

- ・教職員が心身の不調や勤務上の悩みを相談できる窓口を教育委員会内に設置する。
- ・必要に応じて、産業医、保健師、スクールカウンセラー等と連携し、専門的な支援につなげる。
- ・管理職は教職員の健康状態に留意し、早期相談につながるよう働きかけを行う。

7 町立学校向けの取組

県教育委員会は、市町村立学校における業務負担軽減と学校運営体制の強化を図るため、教頭マネジメント支援教員の配置や部活動の地域展開等を推進している。

浪江町教育委員会は、県の方針に基づき、次の取組を進める。

(1) 教頭業務の支援体制の整備

- ・学校支援員や事務補助員等を活用し、事務処理、会議準備、校務調整等の業務を分担する。
- ・校務分掌の見直しにより、教頭に過度な負担が集中しないよう役割分担を適正化する。
- ・管理職間の連携を強化し、学校運営に関する情報共有と意思決定の効率化を図る。

(2) 中学校における休日の部活動の地域展開

- ・中学校の休日の部活動について、地域クラブ等への段階的な移行を進める。
- ・学校、教育委員会、地域団体、競技団体等で構成する協議会を設置し、運営方法や安全管理等を協議する。
- ・地域の実情を踏まえ、可能な競技から移行を進め、教職員の負担軽減と地域スポーツ環境の充実を図る。

8 フォローアップ

県教育委員会は、働き方改革の取組状況を把握し改善につなげるため、伴走支援や勤務実態調査等を実施している。

浪江町教育委員会は、県の方針に基づき、次のとおりフォローアップを行う。

(1) 伴走支援の活用

- ・ 県教育委員会が実施する伴走支援を活用し、学校の取組状況を把握する。
- ・ 学校訪問等を通じて、勤務時間管理、業務改善、教育課程の運用、DX 活用等の状況を確認し、必要な助言を行う。
- ・ 学校が抱える課題について、関係機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

(2) 勤務実態調査等の実施

- ・ 県教育委員会が実施する勤務実態調査に協力し、勤務時間や業務内容を正確に把握する。
- ・ 調査結果を分析し、学校ごとの課題を明確化するとともに、改善策を検討する。
- ・ 調査結果の概要を公表し、働き方改革の進捗について説明責任を果たす。
- ・ 町教育委員会は、毎月、学校ごとの時間外勤務時間を確認し、必要に応じて助言・指導を行う。
- ・ 町教育委員会は、学校訪問時に、勤務時間管理、業務改善、健康確保措置の実施状況を点検する。
- ・ 計画期間の中間年である令和 8 年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画を見直す。

(3) 知事部局等との連携

- ・ 教職員の健康管理、福祉、労務管理等に関する課題について、知事部局や関係機関と連携し、必要な支援を受ける。
- ・ 部活動の地域展開や地域人材の活用等について、関係部局と協力し、地域全体で学校を支える体制を構築する。
- ・ 教職員の働き方改革に関する施策について、県・町・学校が一体となって取り組む体制を強化する。

9 おわりに

本計画は、浪江町の教育環境に即した業務量管理および健康確保措置の基本的な方向性を示すものである。町立学校における働き方改革を着実に進めることは、教職員が心身の健康を保ち、児童生徒と向き合う時間や授業改善に必要な時間を確保し、教育の質を高めていくうえで不可欠である。また、学校現場が安定して機能し続けるためには、教職員一人一人が安心して専門性を発揮できる環境を整えることが重要であり、その基盤として本計画が位置付けられる。

浪江町教育委員会は、これまで積み重ねてきた取組を基盤としつつ、学校・保護者・地域・関係機関と連携し、本計画に基づく施策を着実に推進する。多様な関係者が役割を分かち合いながら学校を支えることで、教職員の負担軽減と教育の質の向上を両立させ、児童生徒一人一人の学びを確かなものとする。今後も、町の実情に応じた働き方改革を継続的に進め、持続可能な学校運営体制の構築に努めていく。